
◎常任委員会の所管事務等調査の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 19、各常任委員会の所管事務等調査について、調査結果の報告を求めます。
最初に総務文教常任委員会小西秀延委員長をお願いします。

〔総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（小西秀延君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1. 博物館開館に向けた取組みと住民自治の取組みについて。
2. 調査の方法 3. 調査日程 4. 出席委員 5. 説明のために出席した者の職・氏名 6. 職務のために出席した者の職・氏名は記載のとおりです。
7. 調査結果及び意見 本委員会は、地域住民が自ら地域を創る住民自治の取組みと、本町のまちづくりにおいて極めて重要な事業である「民族共生の象徴となる空間」の整備における中核施設となる博物館について先進地調査を行ったほか、担当課から説明を聴き調査したので、その結果を報告する。

【三重県 松阪市 住民自治の取組み】

松阪市は平成 17 年 1 月に 1 市 4 町が合併し、平成 26 年 6 月現在、人口 16 万 8,927 人、高齢化率は 26.46%、行政面積 623.77 平方キロメートルの市である。

松阪市では、少子高齢化、核家族化、人材不足、厳しい経済状況等の課題を背景にして地域マネジメントを構築し、「都市内分権の推進」と「住民自治の拡充」の 2 つの柱を推進していくこととしている。

(1)、住民協議会設立の経緯について

地方の自主性・自律性が求められる時代に地域の課題や特性を熟知している住民自治が自ら課題に取り組み、理想とする地域の実現のため、住民協議会を設立し地域住民が主体的にまちづくりに参加している。

協議会の設立には市から 50 万円の活動交付金が支給される。平成 18 年度に 3 地区の住民協議会が設立され、平成 23 年度には小学校区単位の住民協議会が 43 の地区全てに設立された。

(2)、住民協議会の概要について

住民協議会はおおむね小学校区単位とし、組織構成は自治会・PTA・NPO・老人クラブ等からなり、半数程は町内会長が協議会の会長を兼任している。また、行政からもボランティアを募り、協議会に参加している。

住民協議会の主な財源は次のとおりである。

- ①、平均割、1 地区 51 万 5,000 円。
- ②、人口割り、1 人あたり 152 円。
- ③、事務人件費、人口比率に応じ 48 万円、60 万円、72 万円。
- ④、ふるさと応援寄附金加算
- ⑤、地域元気応援事業（協議会の提案事業をコンペで選定）
- ⑥、地域特定加算（地域課題に対する加算）
- ⑦、その他の事業補助金であります。

⑤の地域の元気事業は、元気応援事業は、協議会が自ら議案を提案するもので、「地域力アップ部門：

上限 25 万円」、「広域連携部門：上限 30 万円」、「市民活動団体の上限 10 万円」があり、協議会がプレゼンテーションを行い、審査のうえで採択される。また、地域づくりスポンサー賞もあり、企業が提示するテーマに沿った事業に上限 25 万円がさらに上乘せされる。1 協議会の運営費は約 55 万円から多いところでは約 220 万円になり、協議会への市の支援体制が確立、確立されており、また企業も支援しているのが特徴である。

(3)、住民協議会の役割と活動

住民協議会には補助金ではなく事業の交付金としているため、必然的に地域課題を明確にして事業化の取り組みを行うこととなる。

また、住民協議会は地域課題を一番熟知しており、それぞれの特性ある「地域計画」を策定することになる。

この「地域計画」は、市の総合計画やその他の計画に反映される事になり、策定には時間を要するが地域課題を踏まえた住民参加型の計画となる。

(4)、委員会からの意見

本町においては、平成 26 年度より担当、地域担当職員 3 名を配置し、地域と行政の「パイプ役」、地域活動の「促進役」として地域コミュニティの活性化に取り組んでいる。

担当課の説明では、協働のまちづくりの深化のため、「地区コミュニティ計画」の策定や「公共施設の利用促進」に取り組んでいるほか、将来的には、松阪市のような「地域まちづく、まちづくり協議会」に発展していくことを考えている。

現在は、町内を 3 区か、3 地区に分け、「地区コミュニティ計画」の策定に取り組み、平成 27 年度からの運用を目指している。計画の内容は、各地区のソフト事業が中心である。

視察結果を踏まえると、今後、各町内会が広域に組織化され、松阪市の住民協議会のような地区まちづくり協議会が設置され、具体的な地域課題が議論されるようになるには、協議会組織のあり方、組織構成、財源問題、行政の支援体制など、課題が山積しており、住民自治に対する理解と協力を得ながら一つずつ地道に取り組んでいくことが必要である。

また、本町の財政状況では、松阪市のように住民協議会に対する財政的な手当てを行うには限界があるが、現在の地区別会議や今後の組織拡大に対するモチベーションを向上させるには、住民が「やってよかった」と感じられる成果がなければ、続いていかないのではないかと。多少なりとも財政的な動機づけを行うことや協議会の運営に対する人材の手当、国の地域振興制度の活用など、具体的な検討を行うべきである。

【三重県 総合博物館 MieMu みえむ 博物館開館に向けた取り組み】

(1)、沿革

昭和 28 年、三重県立博物館開館

平成 5 年、老朽化により三重県センター博物館（仮称）基本構想公表

平成 10 年、構想白紙に

方針決定後、さまざまな団体等で「新しい博物館を考える懇談会」など多様な提言・報告が寄せられた。

平成 14 年、県議会において「三重県における自然系博物館整備を求める請願書」が採択

平成 19 年、知事選公約に博物館構想
平成 23 年、新県立博物館建設工事に着手
平成 26 年、4 月 19 日グランドオープン

(2)、テーマ・理念など

①、テーマ、三重が持つ「多様性」の力

②、理念、ともに考え、活動し、成長する博物館

③、使命

- ・三重の自然と歴史・文化に関する資産を案全・継承し、次代、次代へ活かす。
- ・学びと交流を通じて人づくりに貢献する。
- ・地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献する。

④、活動を進める 2 つの視点

- ・県民・利用者の皆さんとの「協創」
- ・多様な主体との「連携」

⑤、基本展示

⑥、企画展示

- ・企画展示、交流展、トピック展

地元企業の PR など県民意識の地域愛着を意識。

(3)、組織と運営

県が直営し、館長 1 名、学芸員 17 名、行政職 3 名、嘱託学芸員 8 名、業務補助職員 6 名の合計 35 名で運営されている。

企業も運営費に協力する体制が整備され、MMM（みえ・マイ・ミュージアム）プロジェクトが遂行されており、10 の参加型プロジェクトを展開し、約 9,000 人参加。主なものに「みんなで作る博物館会議（子ども会議）」の開催、3,500 人の子供が紙で作成したマイワシの大群を展示する「いわしプロジェクト」など県民が多くかかわる博物館づくりを実践している。

また、交流創造エリアを配し、学習交流スペース、こども体験展示室（子供が遊ぶ・楽しむスペース）、三重の実物図鑑などを配し、家族連れなど誰もが利用しやすい環境整備し、入館状況は平成 26 年 4 月から 10 月末までで 28 万 6,112 人となり、約 30 万人を想定している。

(4)、委員会からの意見

博物館視察をとおして、県民との協創を重視する姿勢が感じられた。展示作品も県民に依頼するなど博物館との関係強化を図っている。その上で三重県の歴史・文化の教育に力を注ぎ、次代の子供たちに郷土愛を育むなど、人づくりを進めている。また、次世代の子供が遊びながら学習交流することができ、家族連れで来館できる環境が目をつけた。

本町で計画されている「民族共生の象徴となる空間」による国立博物館構想は国が主体となり整備されるが三重県立博物館の事例のような町民・道民も大きなかかわりを持ち、自分達の歴史観の再認識、親しみを持てる取り組みも必要と考える。その親しみがボランティアによる解説員の活用や、館内案内の活用など運営面にまで波及することが望ましい。

全国からの利用者への配慮も欠かせないが、近隣のリピーターとなり得る道民の博物館への愛着心、教

育による次代の子供たちへの誇り、誰もが利用できる博物館となり、道民が全国へPRしたくなる共に創造する博物館づくりを国へ要望すべきと考える。

またアイヌ民族博物館職員が、今後整備される博物館の管理運営において主体的な役割を担うよう強く要望していくことが非常に重要である。さらに、今後、基本計画、設計段階と進行していくこととなるが、それぞれに地元の意見が計画に反映されるよう強く要望すべきである。

さらに、「民族共生の象徴となる空間」の整備は、町の魅力を高め活性化を図る上で極めて重要な事業である。「白老町活性化推進会議」での、で活性化推進基本構想の策定を進めているが、周辺の整備だけにとどまっては、全町への経済効果が波及しないとの意見がある。周辺の景観、温泉の利活用、宿泊施設、商工業の活性化など、町全体への人の流れ等を配慮した構想となるよう期待するものである。

以上であります。

○議長（山本浩平君）次に、産業厚生常任委員会西田祐子委員長、お願いいたします。

〔産業厚生常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（西田祐子君）本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1. 調査事項（1）、白老町における6次産業化の現状について（2）、住民主体の6次産業化と観光振興の取り組みについて

2. 調査の方法 調査日程 4. 出席委員 5. 説明のために出席した者の職・氏名 6. 参考人の職・氏名 7. 職務のために出席した者の職・氏名は記載のとおりです。

8. 調査結果及び意見

（1）、白老町における6次産業化の現状について

本委員会は、町長公約でもある白老町における6次産業化の現状とその課題について、担当課から説明を受けたほか、国による新たな法制度の整備が進む中で、6次産業化の基礎知識、先進事例、補助制度などについて、専門的知見の活用が必要と判断し、参考人として公益財団法人北海道中小企業総合支援センターより、澤村光幸診断指導課長及び佐藤敏雄6次産業化企画推進委員を招へいし調査を行ったので、その結果を報告する。

〈6次産業化の動向〉

平成23年3月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下、「六次産業化法」という。）」が制定された。

道内では、北海道農政事務所及び各地域センターのほか、平成25年12月から新たに北海道6次産業化サポートセンター、北海道庁及び各総合振興局等の相談窓口が設置された。

北海道中小企業総合支援センターではニーズに応じた人材育成研修や展示交流会をはじめ、企画推進員が面談や現地訪問を行い、登録されている約400人の専門家をアドバイザーとして無料で派遣しており、アドバイザーは農林漁業者等の相談に応じ、六次産業化法に基づく「総合化事業計画」の作成サポートや認定後のフォローアップまで一貫して行っている。

〈総合化事業計画の認定と支援制度〉

総合化事業計画の法認定のメリットは、農林漁業者向けの無利子融資資金（改良資金）の貸付をはじめ、6次産業化ネットワーク活動交付金として、農林水産物の加工・販売施設等のハード整備に補助が受けら

れるほか、新商品開発、販路開拓などソフト事業に対する補助率のかさ上げ、さらには認定事業者として農林水産省のホームページへの掲載や、先進的事例などは広報紙・メルマガなどで広く情報発信される。

6次産業化ネットワーク活動交付金のソフト事業は、新商品の開発、販路拡大、パッケージデザインの開発、試食会、試験販売、商談会への出展、パンフレット作成等で対象経費の2分の1以内、法認定者は3分の2以内の補助率である。ハード事業は、加工・販売施設・機械設備に対する補助で、上限1億円、補助率は事業費の2分の1以内である。

総合化事業計画の認定件数は平成23年の制度発足以来、全国で1982件、北海道は12月5日時点で111件、胆振管内では6件が認定を受けている。また、認定に漏れた事業者に対してファンドが設立されている。

農政事務所の調査では、認定111件の内、農林漁協や団体で取り組んでいるところが成功している反面、個人事業者では成功例は少なく、取り組む人材の余裕・人件費や機械備品購入などの資金不足、新製品の開発力、技術力の問題が起因しており、ヒト・モノ・カネの実効性のある計画を立てられるかどうか課題として指摘されている。

〈国による平成27年度の新たな施策〉

- ①、地方公共団体が主体となり、農林漁業・商工・金融・試験研究機関等の関係機関の参画によるプラットフォームをつくり、新しい6次産業化商品の開発を進める地域ぐるみの取り組みを支援する。
- ②、学校給食モデル事業。野菜や魚など地元の食材を学校給食に活用するため、生産・供給体制の構築に向けた推進会議の開催、生産量や需要量等の調査・検討、研修やほ場見学、新たな献立や加工品の開発・導入実証に定額の補助を行うとしている。

〈委員会の意見〉

- ①、平成18年度以降、6次産業化を推進するための関連法令やさまざまな支援制度の整備が進んでいる。6次産業化法では、市町村に地域の農林水産物の「利用促進計画」を策定する努力義務があり、さらに法に基づく条例を制定することにより、事業者が補助金を申請する際のポイントアップにもつながるものであるが、本町では条例や計画の策定については、今まで手がつけられていない状況にある。有利な法律や支援制度ができて、このままでは遅れを取ってしまうのではないかと。町内の事業者が不利益を被ることのないよう早急に条例等を策定すべきである。
- ②、道内外の成功事例等の視察や研究を行い、6次産業化の具体的な目標を設定し、予算支援の枠組、それを実行する体制づくりを進めるべきである。
- ③、生產品の付加価値向上など具体策を検討するため、本町における一次產品の詳細なデータ収集と加工・販売・飲食店利用・食育を含めた町内の観光農業・観光漁業・ツアー等の状況把握を行うべきである。
- ④、6次産業化の補助金や支援制度について、行政だけでなく、事業者や経済団体が活用できる補助金、民間の助成金、支援制度等を把握し、一覧表を作成するなどして関係者が広く情報共有できるようにするべきである。

(2)、住民主体の6次産業化と観光振興の取り組みについて。

本委員会は、住民主体の6次産業化と観光振興の取り組みについて、本年1月20日から22日の3日間、道外先進地を視察し調査を行ったので、その結果を報告する。

〈鹿児島県鹿屋市 柳谷町内会による6次産業化の取り組みについて〉

鹿児島県鹿屋市の柳谷町内会（薩摩言葉で通称「やねだん」）は、120 世帯およそ 300 人が共存する高齢化が進む典型的な中山間地域の集落である。

特産のサツマイモ栽培から始まり、オリジナル焼酎の生産、地域の畜産農家から出るふん尿と土着、土着菌を活用した悪臭対策と堆肥の製造、トウガラシ栽培からコチュジャン開発といった独自の 6 次産業化に取り組んでいる。また、こうして得た自主財源を元に、塾通いができない子供たちに寺子屋として放課後の勉強を見たり、空き家を改装して若手の芸術家を移住させたり、余剰金を集落の全戸に 1 万円ずつボーナスとして支給するなど、独自の福祉事業や青少年育成にも取り組んでいる。

現在では、焼酎「やねだん」は国外に輸出するまでに成長し、都会に出ていった子供たちが U ターンで地域に戻ってくるなど、過疎や少子化にも一定の成果が出始めており、地域の方々が家族のように結びつき、生き生きと暮らしている姿は、地方創生の“グッド・プライステック”（先進好事例）として全国から注目されている。

やねだんの理念は、補助金など「行政に頼らない村おこし」であり、幼児から高齢者までそれぞれの出番をつくり、地域活動に自主参加してもらうための土台づくりから取り組んでいる。

豊重哲郎自治公民館館長及び同町内会長は、リーダーに必要なものは「目配り、気配り、心配り」、人を動かすには「感動と感謝」そして「本気」でやること、「数字で語ること（根拠と具体性）」など、「ヒト・モノ・カネ」が成功の秘訣であると説いている。

平成 19 年には、地域再生リーダーの養成を目的に「故郷創生塾」を開催。現在まで 16 回、全国から参加した卒塾生は 580 名を数える。参加者は数日間寝食をともにし“やねだんのグッドプラステック”を肌で感じながら、「いかに地域が自立する仕組みをつくるのか」、「いかに地域の皆さんを“その気”にさせ“できる”と思わせるのか」といった具体的な課題解決を目指す道場である。平成 26 年には卒塾生の中から約 50 名を対象を絞り、「故郷創生スーパー塾」を開催。さまざまな視点を持つ講師陣と多様な参加者の気迫がぶつかり合う塾である。全国で活躍する卒塾生が 6 次産業化を進めている成果物を持ち寄り、総合的な『やねだんプライベートブランド』を構築するワークショップの開催など、個々の取り組みを点から線、線から面につなぎ、やがては『地域再生からニッポン再生』を目指す構想を議論している。

以下、やねだんの取り組みは、記載のとおりです。

〈長崎県長崎市 市民ガイドによるまち歩き観光「長崎さるく」の取り組みについて〉

「さるく」とは「街をぶらぶら歩く」という意味の長崎弁であり、長崎市の地域性を活かして、観光客が自らの足で歩いて、テーマ別に設定されたさまざまなコースを散策する観光プログラムである。

特性マップを片手に自由に歩く「遊さるく」、ボランティアガイドの説明を聞きながら歩く「通さるく」、専門家による講座や体験学習を通して長崎を探求する「学さるく」のほか、近年は、おいしい長崎を味わう「食さるく」、顧客のニーズに合わせた「オーダーさるく」、「修学旅行向けさるく」などもできている。

長崎さるくの誕生の契機は、平成 18 年に開催された「長崎さるく博」である。当時、長崎市の観光入込数は、平成 4 年の 570 万人をピークに、平成 14 年には 500 万人を切り、危機感を抱いた長崎市と市民は、新たな観光のまちづくりを模索する中で、国内初の「まち歩き」をテーマとした博覧会を開催した。

平成 15 年から市民を中心に策定に取り組んだ「長崎市観光アクションプラン」では、「まちを活かし、ひとを活かし」を基本理念とし、長崎の隠れた魅力や人材、観光資源の再発見と、「市民が主役で進める

観光のまちづくり」が提案され、さるく博のスタッフも市民から募集した。最終的には、さるくコースの企画を行う「市民プロデューサー」95名、観光客を案内する「さるくガイド」325名、さらに協力企業等の「さるくサポーター」184名が集まり、7カ月の開催期間中、参加者は延べ1023万人を数えた。

現在、事業運営は市から委託を受けた「長崎国際観光コンベンション協会」が行っており、ガイドの方々は独自に特性のマップや写真入りの資料を作成し、それぞれの視点で長崎の歴史・文化・食などを伝え、また被爆の歴史の語り部として活躍している。

観光客は地元住民の生活文化に触れたり、直接会話することができ、そうした「ゆっくりとした観光」は、団塊世代の知的好奇心を満たし、滞在時間の延長やリピーターにもつながる好循環を生んでおり、着地型・体験型観光の成功例と言える。

〈福岡県太宰府市 博物館を拠点とした観光振興について〉

九州国立博物館は、独立行政法人国立文化財機構と福岡県立アジア文化交流センターが連携協力し事業運営を行っている（太宰府市からは広報担当の職員1名を派遣）。

開設までの経緯は、昭和43年に設立期成会が発足、昭和46年太宰府天満宮が福岡県に土地14万平方メートルを寄贈、平成4年設立促進財団を設立、平成17年10月に九州国立博物館が開設された。

延べ面積3万675平方メートル、建設費は国が50%、県が40%、残りの10%は九州経済界と市民であり、寄附者は約8万人、協賛企業は約1000社、寄附総額は約40億円とされる。

館長の三輪嘉六氏は、『何よりも、市民にとって分かり易い博物館、親しみ易い博物館、楽しい博物館への道筋を歩んでいきたい』としており、開館以来、多くのボランティアの力を借りながら、館全体の多目的利用を促進しており、太宰府や近郊の福岡市を中心に約350人のボランティアを募り、さらに「九州国立博物館を愛する会」を設立し、ボランティアを支える活動も行っている。

〈委員会の意見〉

今回視察を行った、やねだん、長崎さるく、九州国立博物館に共通しているのは、住民主体のボランティアの存在であり、それぞれの事業を成功させている源となっている。

2020年開設予定の国立アイヌ文化博物館（仮称）は、町の振興に大きく寄与するものであり、さらに産業・観光の活性化につなげていくために、次の点を踏まえ準備を進める必要がある。

- ①、多くの方に来ていただける魅力ある博物館づくりには、オール北海道の取り組みが不可欠であり、アイヌ文化の保存・伝承活動に取り組む全道各地の関係機関と十分な連携を図っていく必要がある。
- ②、観光客等の交流人口が大幅に増加することが見込まれることから、解説ボランティアをはじめ、さまざまなボランティアが必要となってくることが想定される。一般財団法人アイヌ民族博物館（以下、「財団」という。）とともに国等の関係機関と協議し計画的にボランティアの募集、育成を進めるべきである。
- ③、観光誘致の営業活動、受け入れ体制の整備など、財団が行うもの、町が担うべきもの、それぞれの役割を明確に進めるべきである。
- ④、企業等の会議・研修旅行、国際機関・団体が行う国際会議、展示会・見本市等、多くの集客交流が見込まれるMICEは、宿泊、飲食、観光等の経済・消費活動の裾野が広く、一般的な観光客以上に周辺地域への経済効果を生み出すことが期待される。国際大会をはじめ、全国・全道規模のイベント終了後におけるエスカレーション（参加者が体験や議論を行い、地域の自然、歴史、文化等を学び考える「体験型の見学会」）のパッケージを組み立てるとともに、国の観光セクションと相談し、財団と協力してエージェ

ントに売り込むべきである。

⑤、札幌市で開催されるMICEは年間100回程度あり、そこに参加される方々を顧客として誘致するため、札幌市と白老町が協定を結び連携を強化するべきである。

⑥、財政難の中で、財団や周辺環境整備に予算を振り向けるのは非常に難しいものがある。しかし、道内初の国立博物館が開設されるチャンスであり、ふるさと納税にアイヌ文化に特化した項目を設けるなど新たな財源確保の仕組みを考えるべきである。

以上であります。

○議長（山本浩平君）次に、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長、お願いいたします。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君）所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1. 調査事項（1）、分科会 ①、総務文教分科会。白老町姉妹都市協会との懇談。②、産業厚生分科会。日本航空専門学校との懇談（2）、小委員会 議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。

2. 調査の方法 3. 調査日程 4. 出席委員 5. 職務のために出席した者の職・指名 6. 団体からの出席者は記載のとおりでございます。

7. 調査報告 本委員会は所管事務調査として、町内活動団体との懇談及び議会広報の編集・発行等を終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

（1）、分科会 ①、総務文教分科会 総務文教分科会は、白老町姉妹都市協会との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。②、産業厚生分科会 産業厚生分科会は、日本航空専門学校との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。

（2）、小委員会 小委員会は、議会広報第150号の編集・発行、広報広聴に関する調査・研究を行った。

以上であります。

○議長（山本浩平君）ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対し何か質問がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）それでは質問がございませんので、これをもって報告済みといたします。